

沿岸広域振興局長告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成31年3月19日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1 路線名 大川松草線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 下閉伊郡岩泉町釜津田滝の上国有林535林班ほ4小班地先からろ2小班地先まで
 - (2) 下閉伊郡岩泉町釜津田下大阪屋国有林523林班へ小班地先内
 - (3) 下閉伊郡岩泉町釜津田上大阪屋国有林526林班ち小班地先からろ1小班地先まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月19日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - (2) 期間 平成31年3月19日から同年4月19日まで